

政令第 号

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）の施行に伴い、並びに船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第七号、第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項並びに同法第四十三条第六項及び第五十一条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第二十条第四項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第四十一条の二第二号、保険業法（平成七年法律第五百号）第二百四十条第二項及び第二百七十条の六第三項、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三条第三項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（船舶油濁損害賠償保障法施行令の一部改正）

第一条 船舶油濁損害賠償保障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

## 船舶油濁等損害賠償保障法施行令

第一条の見出しを「(原油等)」に改め、同条中「船舶油濁損害賠償保障法(」を「船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号。」に、「第二条第三号」を「第二条第六号」に改める。

第五条中「第三十八条」の下に「、第四十三条第六項及び第五十一条第六項」を加え、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項第四号中「であつて」を「であつて」に改め、同項第五号中「前二号」を「第三号から前号まで」に、「であつて」を「であつて」に、「てん補し」を「填補し」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者(前二号に該当する者を除く。)であつて、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第七条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発給され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの

六 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者(前三号に該当する

者を除く。)であつて、二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約第十二条第二項の規定により同条約の締約国である外国により発給され、又は公認されている証明書において保険者その他保証を提供する者とされているもの

第二条第二項中「第三十九条の五第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第二号中「一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「一般船舶等油濁損害賠償保障契約」に、「一般船舶の一般船舶所有者等」を「タンカー又は一般船舶の船舶所有者等」に、「てん補し」を「填補し」に改め、「及び費用の支払」を削り、「であつて」を「であつて」に改め、同項第三号中「であつて、一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「であつて、一般船舶等油濁損害賠償保障契約」に、「一般船舶所有者等」を「船舶所有者等」に、「てん補し」を「填補し」に改め、「及び費用の支払」を削り、同条に次の一項を加える。

3 法第五十条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 第一項第一号から第六号までに掲げる者

二 我が国において難破物除去損害賠償保障契約に基づき国土交通大臣が定める総トン数以下のタンカ

一 又は一般船舶の船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を行う者（専ら当該業務を行う者に限り、前号に該当する者を除く。）であつて、当該業務を適確に遂行するに足る能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

三 外国において保険の事業若しくは保証の事業又はこれらに類する事業を行う者（第一号に該当する者を除く。）であつて、難破物除去損害賠償保障契約に基づき船舶所有者等の損害を填補し、又は賠償の義務の履行を担保する業務を適確に遂行するに足る能力を有すると国土交通大臣が認めたもの

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（燃料油等）

第二条 法第二条第七号の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

一 燃料油（鉱物油に限る。）

二 潤滑油

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次の

ように改正する。

第十五条の四に次の一号を加える。

三 船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第八号に規定する難破物に該当する外国船舶（本邦の排他的経済水域にあるものに限る。）及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物（本邦の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた外国船舶

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第三条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第九号中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に、「第四十一条の二第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第四条 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「船舶油濁損害賠償保障法施行令」を「船舶油濁等損害賠償保障法施行令」に、「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「及び第二項」を「、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項」に改める。

第三十七条の四の五中「船舶油濁損害賠償保障法（）」を「船舶油濁等損害賠償保障法（）」に、「船舶油濁損害賠償保障法施行令」を「船舶油濁等損害賠償保障法施行令」に、「船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項」を「船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項」に、「第二条第一項第三号及び第二項第一号（）」を「第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）」、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち）に改める。

（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正）

第五条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十九条第二項、第三項及び第五項、第四十条、第四十二条の二第四項、第四十二条の三第三項並びに第四十二条の四の二第二項（これらの規定中船舶所有者に係る部分に限る。）、第四十二条の六並びに第四十二条の七の規定は、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第二条第八号に規定する難破物に該当する特定外国船舶及び同号に規定する難破物に該当する排出された油、有害液体物質、廃棄物、危険物その他の物（我が国の内水、領海又は排他的経済水域にあるものに限る。）が積載されていた特定外国船舶については、適用があるものとする。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二号中「船舶油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第七条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号及び第四百四十二条第四号中「及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約」を「一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（第二号において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 第七条の規定 改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和二年三月一日）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同項ただし書中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。



附則第二項中「平成三十三年六月一日」を「令和三年六月一日」に改める。

## 理由

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律の施行に伴い、タンカー又は一般船舶から流出し、又は排出された場合に一般船舶等油濁損害を生ずる汚染の原因となる油を定める等、船舶油濁損害賠償保障法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。